

教育職員免許状に関する規則及び香川県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第5号

教育職員免許状に関する規則及び香川県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第1条 教育職員免許状に関する規則(昭和35年香川県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う教育職員の免許状の授与、有効期間の更新等に関し、免許法及び免許法施行規則のために発せられた法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(関係法令の略称)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" data-bbox="197 933 1081 1238"><thead><tr><th>左欄</th><th>右欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>略 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)</td><td>略 免許法施行規則</td></tr><tr><td><u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)</u></td><td><u>平成19年改正法</u></td></tr><tr><td><u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)</u></td><td><u>平成20年改正省令</u></td></tr></tbody></table> <p>第2章 出願手続</p> <p>(普通免許状授与の出願)</p> <p>第4条 免許法第5条第1項若しくは第2項又は附則第8項若しくは第12項</p>	左欄	右欄	略 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)	略 免許法施行規則	<u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)</u>	<u>平成19年改正法</u>	<u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)</u>	<u>平成20年改正省令</u>	<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う教育職員の免許状の授与、<u>(新教育領域の追加の定めを含む。以下同じ。)</u>に関し、免許法及び免許法施行規則のために発せられた法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(関係法令の略称)</p> <p>第2条 この規則において、次の左欄の法令は、それぞれ右欄のように略称する。</p> <table border="1" data-bbox="1191 933 2076 1238"><thead><tr><th>左欄</th><th>右欄</th></tr></thead><tbody><tr><td>略 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)</td><td>略 免許法施行規則</td></tr></tbody></table> <p>第2章 出願手続</p> <p>(普通免許状授与の出願)</p> <p>第4条 免許法第5条第1項又は附則第8項若しくは第12項の規定による普</p>	左欄	右欄	略 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)	略 免許法施行規則
左欄	右欄												
略 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)	略 免許法施行規則												
<u>教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)</u>	<u>平成19年改正法</u>												
<u>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)</u>	<u>平成20年改正省令</u>												
左欄	右欄												
略 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)	略 免許法施行規則												

の規定による普通免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、願ひ出る者が免許法附則第8項又は第12項の規定による授与を願ひ出る者であるときは、第2号及び第3号に掲げる書類に代えて、免許法附則第8項又は第12項に規定する資格を有することの証明書を提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 学力に関する証明書
- (4)・(5) 略

2 前項の場合において、願ひ出る者が免許法第5条第2項又は附則第8項若しくは第12項の規定に該当する者であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課程を修了したことの証明書を提出しなければならない。

3 免許法施行規則第6条第1項の表備考第9号若しくは第10号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条の表備考第2号の規定により、教職に関する科目（教育実習を除く。）等の単位をもって教育実習又は養護実習の単位に替える場合には、第1項に規定する書類のほか、実務に関する証明書を提出しなければならない。

4 略

5 免許法第16条の2第1項若しくは第2項（免許法第16条の4第4項及び第17条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第16条の4第3項又は第17条第1項の規定による普通免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1)～(4) 略

6 前項の場合において、願ひ出る者が免許法第16条の2第2項（免許法第16条の4第4項及び第17条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に該当する者であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課程を修了したことの証明書を提出しなければならない。

7・8 略

（新教育領域の追加の定めの出願）

第4条の2 免許法第5条の2第3項及び免許法施行規則第7条の規定による新教育領域の追加の定めを願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状新教育領域追加願
- (2) 現に有する免許状

通免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、願ひ出る者が免許法附則第8項又は第12項の規定による授与を願ひ出る者であるときは、第2号及び第3号に掲げる書類に代えて、免許法附則第8項又は第12項に規定する資格を有することの証明書を提出しなければならない。

- (1)・(2) 略
- (3) 単位修得証明書
- (4)・(5) 略

2 免許法施行規則第6条第1項の表備考第10号若しくは第11号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条の表備考第2号の規定により、教職に関する科目（教育実習を除く。）等の単位をもって教育実習又は養護実習の単位に替える場合には、前項に規定する書類のほか、実務に関する証明書を提出しなければならない。

3 略

4 免許法第16条の2第1項、第16条の4第3項又は第17条の規定による普通免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1)～(4) 略

5・6 略

(3) 学力に関する証明書

(4) 履歴書

(5) 宣誓書

(他の種類の免許状等を受けるための教育職員検定の出願)

第5条 免許法第5条第1項及び第6条第1項又は第4項並びに同条第2項又は附則第9項若しくは第18項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 学力に関する証明書

(4)～(6) 略

2 前項の場合において、免許法第6条第4項に規定する教育職員検定を願ひ出る者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課程を修了したことの証明書を提出しなければならない。

3 第1項の場合において、教育委員会が必要と認める者にあつては、同項各号に掲げる書類のほか、技術に関する証明書を提出しなければならない。

4～6 略

7 第5項の場合において、免許法施行規則附則第6項の表備考第4号の規定により、教職に関する科目(栄養教育実習を除く。)の単位をもって栄養教育実習の単位に替える場合には、第5項の規定により提出しなければならない書類のほか、免許法第3条の2に規定する非常勤の講師としての実務に関する証明書を提出しなければならない。

(現に有する免許状の教科以外の教科の免許状を受けるための教育職員検定の出願)

第6条 免許法第5条第1項及び第6条第3項又は第4項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 学力に関する証明書

(4)・(5) 略

2 前項の場合において、免許法第6条第4項に規定する教育職員検定を願ひ出る者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課程を修了したことの証明書を提出しなければならない。

(特別免許状を受けるための教育職員検定の出願)

(他の種類の免許状等を受けるための教育職員検定の出願)

第5条 免許法第5条第1項及び第6条第1項並びに同条第2項又は附則第9項若しくは第18項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 単位修得証明書

(4)～(6) 略

2 前項の場合において、教育委員会が必要と認める者にあつては、同項各号に掲げる書類のほか、技術に関する証明書を提出しなければならない。

3～5 略

6 第4項の場合において、免許法施行規則附則第6項の表備考第4号の規定により、教職に関する科目(栄養教育実習を除く。)の単位をもって栄養教育実習の単位に替える場合には、第4項の規定により提出なければならない書類のほか、免許法第3条の2に規定する非常勤の講師としての実務に関する証明書を提出しなければならない。

(現に有する免許状の教科以外の教科の免許状を受けるための教育職員検定の出願)

第6条 免許法第5条第1項及び第6条第3項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 単位修得証明書

(4)・(5) 略

(特別免許状を受けるための教育職員検定の出願)

第6条の2 免許法第5条第3項及び第6条第1項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(臨時免許状を受けるための教育職員検定の出願)

第7条 免許法第5条第6項及び第6条第1項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2・3 略

(自立教科の免許状を受けるための教育職員検定の出願)

第8条 免許法第17条第1項及び免許法施行規則第64条又は第65条の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、教育委員会が認める者にあつては、第3号、第4号、第7号又は第8号に掲げる書類を省略することができる。

(1)～(3) 略

(4) 学力に関する証明書

(5)～(8) 略

2 前項の場合において、願ひ出る者が免許法第17条第2項において読み替えて準用する免許法第16条の2第2項の規定に該当する者であるときは、前項各号に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課程を修了したことの証明書を提出しなければならない。

(従前の規定による学校の卒業者等が免許状を受けるための教育職員検定の出願)

第10条 略

2 前項の場合において、施行法第2条第1項後段の規定により読み替えて適用する免許法第6条第4項に規定する教育職員検定を願ひ出る者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、免許状更新講習の課程を修了したことの証明書を提出しなければならない。

(新教育領域の追加の定めに係る教育職員検定の出願)

第10条の2 免許法第5条の2第3項及び第6条第1項並びに免許法施行規則第7条第5項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

第6条の2 免許法第5条第2項及び第6条第1項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(6) 略

(臨時免許状を受けるための教育職員検定の出願)

第7条 免許法第5条第5項及び第6条第1項の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(6) 略

2・3 略

(自立教科の免許状を受けるための教育職員検定の出願)

第8条 免許法第17条及び免許法施行規則第64条又は第65条の規定による教育職員検定を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、教育委員会が認める者にあつては、第3号、第4号、第7号又は第8号に掲げる書類を省略することができる。

(1)～(3) 略

(4) 単位修得証明書

(5)～(8) 略

(従前の規定による学校の卒業者等が免許状を受けるための教育職員検定の出願)

第10条 略

- (1) 教育職員検定願
- (2) 人物に関する証明書
- (3) 学力に関する証明書
- (4) 実務に関する証明書
- (5) 身体に関する証明書
- (6) 有することを必要とする普通免許状又は臨時免許状の写し

(教育職員検定の合格による免許状授与の出願)

第11条 第5条から第10条までに規定する教育職員検定に合格した者で免許状の授与を願うものは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(教育職員検定の合格による新教育領域の追加の定めの出願)

第11条の2 第10条の2に規定する教育職員検定に合格した者で、免許法第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定めを願うものは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状新教育領域追加願
- (2) 現に有する免許状
- (3) 履歴書
- (4) 宣誓書

2 前項の場合において、教育委員会が認める者にあつては、同項各号に掲げる書類のほか、副申書を提出しなければならない。

(書換えの出願)

第13条 免許法第15条の規定により、免許状の書換えを願う者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員免許状書換え(再交付)願

(2) 略

2 現に教育職員である者は、免許状に記載された氏名又は本籍地に変更があったときは、速やかに前項の規定による書換えを願う出なければならない。

(再交付の出願)

第14条 略

(教育職員検定の合格による免許状授与の出願)

第11条 第5条から前条までに規定する教育職員検定に合格した者で免許状の授与を願うものは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

(書換の出願)

第13条 免許法第15条の規定により、免許状の書換を願う者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 教育職員免許状書換願

(2) 略

2 現に教育職員である者は、免許状に記載された氏名又は本籍地に変更があったときは、速やかに前項の規定による書換を願う出なければならない。

(再交付の出願)

第14条 免許法第15条の規定により、免許状の再交付を願う者は、次に

- (1) 教育職員免許状書換え（再交付）願
 (2)・(3) 略

(免許状授与証明等の交付申請)

第15条の2 免許状の授与若しくは交付又は新教育領域の追加の定めを受けたことの証明を申請する者は、教育職員免許状授与（交付・新教育領域の追加）証明書交付申請書を提出しなければならない。

第3章 免許状更新講習

(免許状更新講習を受講できる者)

第16条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、公立学校の教員（校長、園長、副校長、教頭及び副園長を含む。次項及び次条第2項において同じ。）として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き教育委員会又は市町教育委員会（市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第2条の市町の組合に置かれる教育委員会をいう。以下同じ。）（以下「県市町教育委員会」という。）の職員となっている者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 教育長の職にある者
 (2) 県市町教育委員会の事務局の部長、次長、課長その他これらに準ずる職（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事するものに限る。）にある者
 (3) 教育機関（学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。）の長その他これに準ずる職にある者
 (4) 前3号に掲げる者のほか、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事する者として教育長が別に定める者

2. 免許状更新講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公立学校の教員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国、県、市町又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）の職員となっている者であって、学校教育又は社会教育に関する専門的

掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状再交付願
 (2)・(3) 略

(免許状授与証明等の出願)

第15条の2 免許状の授与又は交付を受けたことの証明を願ひ出る者は、教育職員免許状授与（交付）証明書交付願を提出しなければならない。

(様式)

第16条 この規則の定めるところにより提出し、交付し、又は保存することを要する次の左欄に掲げる書類は、それぞれ右欄の様式による。

左欄	右欄
教育職員普通免許状授与願	第1号様式
教育職員検定願	第2号様式
教育職員特別免許状授与願	第2号様式の2
教育職員臨時免許状授与願	第3号様式
教育職員免許状交付願	第4号様式
教育職員免許状書換（再交付）願	第5号様式
副申書	第6号様式
特別非常勤講師届出書	第6号様式の2
免許外教科の教授担任許可申請書	第7号様式
学級編成及び教科担任一覧表	第8号様式
教育職員免許状授与（交付）証明書交付願	第8号様式の2
教育職員免許状授与（交付）証明書	第8号様式の3
人物に関する証明書	第9号様式
単位修得証明書	第10号様式
実務に関する証明書	第11号様式
身体に関する証明書	第12号様式
推薦書	第12号様式の2
履歴書	第13号様式
宣誓書	第14号様式

事項の指導等に関する事務に従事するもの

(2) 県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事

(3) 前2号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として教育長が別に定める者

(免許状更新講習修了義務のある者)

第16条の2 平成20年改正省令附則第3条第2号に規定する免許管理者が定める者は、前条第1項に規定する者とする。

2 平成20年改正省令附則第3条第3号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 公立学校の教員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県、市町又は国立大学法人の職員となっている者であって、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事するもの

(2) 前条第2項第2号に掲げる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として教育長が別に定める者

(免許状更新講習を受ける必要のない者)

第16条の3 免許法施行規則第61条の4第2号及び平成20年改正省令附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、第16条第1項に規定する者とする。

2 免許法施行規則第61条の4第4号に規定する免許管理者が定める者は、第16条第2項各号に掲げる者とする。

3 平成20年改正省令附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、前条第2項各号に掲げる者とする。

第16条の4 免許法施行規則第61条の4第5号又は平成20年改正省令附則第10条第1項第5号に該当するものとして免許状更新講習を受ける必要がない者は、免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限までの10年間にされた個人に対する表彰であって、次に掲げるものを受けた者のうち、教育長が認めるものとする。

(1) 文部科学大臣表彰

特別免許状

助教諭免許状

技術に関する証明書

教育職員免許状原簿

第14号様式の2

第15号様式

第16号様式

第17号様式

- (2) 香川県教育委員会表彰規程（昭和28年香川県教育委員会規則第8号）に基づく表彰のうち教育実践優秀表彰
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が別に定める表彰

第4章 免許状有効期間更新手続等

（免許状の有効期間の更新申請）

第16条の5 免許法第9条の2第1項の規定により免許状の有効期間の更新を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状有効期間更新申請書（免許状更新講習修了によるもの）
- (2) 現に有する免許状を証する書類
- (3) 免許状の有効期間を証する書類
- (4) 免許状更新講習の課程を修了したことの証明書

2 前項の場合において、申請者が免許法施行規則第61条の4の規定に該当する者であるときは、前項各号に掲げる書類に代えて、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの）
- (2) 現に有する免許状を証する書類
- (3) 免許状の有効期間を証する書類
- (4) 免許法施行規則第61条の4の免許状更新講習を受ける必要がない者に該当することの証明書

（免許状の有効期間の延長申請等）

第16条の6 免許法第9条の2第5項に規定する免許状の有効期間の延長又は延長された有効期間の変更を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状有効期間延長・変更申請書
- (2) 現に有する免許状を証する書類
- (3) 免許状の有効期間を証する書類
- (4) 免許法第9条の2第5項に規定する有効期間の延長事由に該当することの証明書

（更新講習修了確認申請等）

第16条の7 平成19年改正法附則第2条第2項の規定により更新講習修了確認を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 免許状更新講習修了確認申請書
- (2) 現に有する免許状を証する書類
- (3) 修了確認期限を証する書類
- (4) 免許状更新講習の課程を修了したことの証明書

2 平成19年改正法附則第2条第3項第3号に規定する確認を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書
- (2) 現に有する免許状を証する書類
- (3) 修了確認期限を証する書類
- (4) 免許状更新講習の課程を修了したことの証明書

（修了確認期限の延期申請等）

第16条の8 平成19年改正法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期又は延期された修了確認期限の変更を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 修了確認期限延期・変更申請書
- (2) 現に有する免許状を証する書類
- (3) 修了確認期限を証する書類
- (4) 平成19年改正法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期事由に該当することの証明書

（免許状更新講習の受講の免除申請）

第16条の9 平成19年改正法附則第2条第5項括弧書に規定する認定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 免許状更新講習免除申請書
- (2) 現に有する免許状を証する書類
- (3) 修了確認期限を証する書類
- (4) 平成20年改正省令附則第10条第1項各号のいずれかに該当することの証明書

（証明書の再交付申請）

第16条の10 免許法施行規則第61条の10又は平成20年改正省令附則第15条に

規定する証明書の再交付を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 証明書再交付申請書
- (2) 破損の理由によるものは、その証明書及び理由書
- (3) 紛失の理由によるものは、理由書及びその証明書が交付されたことを証明するに足る資料

第5章 単位の修得方法

(単位の修得方法の基準)

第17条 略

第1表～第6表 略

第7表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	基礎学歴	在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
					単位数	単位数	単位数
免許法施行規則附則第34項及び第35項	略						
備考	略						

第8表～第13表 略

教科に関する科目表 略

教職に関する科目表

第3章 単位の修得方法

(単位の修得方法の基準)

第17条 次の表の左欄に掲げる免許法別表第3から別表第7までに規定する単位の修得方法（免許法施行規則第14条の規定による単位逡減に伴う残単位の修得方法を含む。）は、それぞれ右欄に掲げる表によるものとする。

左欄	右欄
略	

第1表～第6表 略

第7表

根拠規定	受けようとする免許状の種類	基礎学歴	在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
					単位数	単位数	単位数
免許法施行規則附則第31項及び第32項	略						
備考	略						

第8表～第13表 略

教科に関する科目表 略

教職に関する科目表

1 幼稚園教諭

受けようとする免許状の種類	単位数	最低修得単位数				
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育実践演習
略						

2 小学校教諭

受けようとする免許状の種類	単位数	最低修得単位数				
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育実践演習
略						

3 中学校教諭

受けようとする免許状の種類	単位数	最低修得単位数				
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育実践演習
略						

4 高等学校教諭

受けようとする免許状の種類	単位数	最低修得単位数				
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育実践演習
略						

1 幼稚園教諭

受けようとする免許状の種類	単位数	最低修得単位数				
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	総合演習
略						

2 小学校教諭

受けようとする免許状の種類	単位数	最低修得単位数				
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	総合演習
略						

3 中学校教諭

受けようとする免許状の種類	単位数	最低修得単位数				
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	総合演習
略						

4 高等学校教諭

受けようとする免許状の種類	単位数	最低修得単位数				
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	総合演習
略						

						目	
略							

5 養護教諭

受けようとする免許状の種類	単位数	最低修得単位数				
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目	教育実践演習
略						

6 栄養教諭

受けようとする免許状の種類	単位数	最低修得単位数				
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目	教育実践演習
略						

第6章 施行法第2条の免許状の教科

(教科)

第18条 略

						目	
略							

5 養護教諭

受けようとする免許状の種類	単位数	最低修得単位数				
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目	総合演習
略						

6 栄養教諭

受けようとする免許状の種類	単位数	最低修得単位数				
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目	総合演習
略						

第4章 削除

第18条 削除

第5章 削除

第19条 削除

第6章 施行法第2条の免許状の教科

(教科)

第20条 略

第7章 削除

第7章 雑則

(願書の提出)

第19条 免許状の授与、書換え若しくは再交付又は教育職員検定の願書は、免許状の種類ごとに提出しなければならない。

(様式)

第20条 この規則及び法令の定めるところにより提出し、交付し、又は保存することを要する次の左欄に掲げる書類は、それぞれ右欄の様式による。

左欄	右欄
教育職員普通免許状授与願	第1号様式
履歴書	第2号様式
宣誓書	第3号様式
実務に関する証明書	第4号様式
教育職員免許状新教育領域追加願	第5号様式
教育職員検定願	第6号様式
人物に関する証明書	第7号様式
身体に関する証明書	第8号様式
技術に関する証明書	第9号様式
推薦書	第10号様式
教育職員特別免許状授与願	第11号様式
特別免許状	第12号様式
教育職員臨時免許状授与願	第13号様式
臨時免許状	第14号様式
副申書	第15号様式
教育職員免許状交付願	第16号様式
教育職員免許状書換え(再交付)願	第17号様式
特別非常勤講師届出書	第18号様式
免許外教科の教授担任許可申請書	第19号様式
学級編成及び教科担任一覧表	第20号様式
教育職員免許状授与(交付・新教育領域の追加)証明書交付申請書	第21号様式

第21条から第31条まで 削除

第8章 雑則

(願書の提出)

第32条 免許状の授与、書換若しくは再交付又は教育職員検定の願書は、免許状の種類ごとに提出しなければならない。

教育職員免許状授与証明書	第22号様式
教育職員免許状有効期間更新申請書（免許状更新講習修了によるもの）	第23号様式
教育職員免許状有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの）	第24号様式
教育職員免許状有効期間延長・変更申請書	第25号様式
免許状更新講習修了確認申請書	第26号様式
教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書	第27号様式
修了確認期限延期・変更申請書	第28号様式
免許状更新講習免除申請書	第29号様式
証明書再交付申請書	第30号様式

（その他の事項）

第21条 この規則で定めるもののほか、免許状に関し必要な事項は、教育長が定める。

（その他の事項）

第33条 この規則で定めるもののほか、免許状に関し必要な事項は教育長が定める。

第1号様式から第17号様式までを次のように改める。

第1号様式（第20条関係）

教育職員普通免許状授与願

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名

印

年 月 日生

本籍地 _____ 都道
府県

現住所 _____

電 話 _____

1 免許状の種類 _____

2 教科（特別支援教育領域）

上記の教育職員普通免許状の授与を受けたいので必要な書類を添えて申請します。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式 (第20条関係)

(A) 履 歴 書

年 月 日現在

ふりがな 氏 名	旧 姓				生年月日	年 月 日
	改姓年月日					
現 住 所	電 話 番 号				連 絡 先	電 話 番 号
学 歴 (小学校以上の教育について書くこと。)	学校(学部・学科)名	課程等	修業年限	修 学 期 間	卒業、中退又は在学中の別	所 在 地
			年	年 月～ 年 月		
			年	年 月～ 年 月		
			年	年 月～ 年 月		
			年	年 月～ 年 月		
現在有する教育職員免許状(有するものをすべて書くこと。)	免許状の種類		教科・領域	授与年月日	授 与 権 者	免許状番号
授与を申請する教育職員免許状の基礎資格等(保健師免許、第1級総合無線通信士の資格等)						
記載注意 課程等の欄は、全日制、定時制、通信制、夜間又は通信の別を書くこと。						

(B)

期	間	職 歴	職名等
年	月 日～ 年 月 日		
年	月 日～ 年 月 日		
年	月 日～ 年 月 日		
年	月 日～ 年 月 日		
年	月 日～ 年 月 日		
年	月 日～ 年 月 日		
年	月 日～ 年 月 日		
年	月 日～ 年 月 日		
年	月 日～ 年 月 日		
年	月 日～ 年 月 日		
年	月 日～ 年 月 日		
年	月 日～ 年 月 日		
賞 罰	年 月 日	事	由
備 考			
記載注意 職歴は、できるだけ詳しく書くこと。勤務先については、係名まで書くこと。学校の場合は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師等の別を書くこと。休職期間のある場合は、その旨朱書すること。			

第3号様式（第20条関係）

宣 誓 書

私は、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 4 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

年 月 日

現住所 _____

氏 名 _____ ㊟

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第4号様式（第20条関係）

実務に関する証明書

現住所_____

氏名_____

年 月 日生

勤 務 期 間	在職年数	職 名	勤 務 先	職 務 内 容
年 月 日から 年 月 日まで	年 月			
年 月 日から 年 月 日まで	年 月			
(中 略)				
年 月 日から 年 月 日まで	年 月			
年 月 日から 年 月 日まで	年 月			
合 計	年 月			

上記の学校（官庁、その他）において教育職員（教育事務に関する職員、その他）として良好な成績で勤務したことを証明する。

年 月 日

実務証明責任者_____ 印

注 休職期間は朱書すること。

第5号様式（第20条関係）

教育職員免許状新教育領域追加願

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名

㊦

年 月 日生

本籍地 _____ 都道
府県

現住所 _____

電 話 _____

- 1 免許状の種類 _____
- 2 特別支援教育領域
- 3 申請する新教育領域

上記の教育職員免許状について新教育領域の追加を受けたいので必要な書類を添えて申請します。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第6号様式(第20条関係)

教 育 職 員 検 定 願

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名

年 月 日生

本籍地 _____ 都道
府県

現住所 _____

電 話 _____

1 免許状の種類 _____

2 教科(特別支援教育領域)

上記の検定を受けたいので必要な書類を添えて申請します。

第7号様式（第20条関係）

人物に関する証明書

氏名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

年 月 日

(証明者)

印

記

項目	所見
1 性 格	
2 教育職員としての適格性	
(1) 指導力	
(2) 研究心	
3 社会性	
4 その他	

- 記載注意
- 1 「(証明者)」の箇所には、「所轄庁」「学校法人の理事長」のごとく証明者を記入すること。
 - 2 私心を交えず観察したものであること。
 - 3 抽象的記述を避け、具体的に事実を記載すること。
 - 4 厳封の上提出のこと。

第8号様式（第20条関係）

身体に関する証明書

氏名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

年 月 日

(証明者)

印

記

項目	状 況
身長	cm
体重	kg
視力	裸眼 (右) 矯正 (右) (左) (左)
聴力	(右) (左)
結核の有無	
その他の疾病 及び異常の有無	

記載注意 「(証明者)」の箇所には、「所轄庁」「学校法人の理事長」のごとく証明者を記入すること。

第9号様式（第20条関係）

技術に関する証明書

現住所_____

氏名_____

年 月 日生

期 間	職 名	職務内容（詳記すること。）
年 月から 年 月まで		
年 月から 年 月まで		
年 月から 年 月まで		
研究内容又は技術 についての特記事 項		

上記のとおり実地の経験を有し、その技術は_____であることを証明する。

年 月 日

証明者職氏名_____④

（注）厳封の上提出のこと。

第10号様式（第20条関係）

推 薦 書

採用予定学校名 _____

特別免許状出願者氏名 _____

上記の者が特別免許状を出願するについて次のとおり推薦します。

- 1 学校教育における効果的な実施に特に必要があると認める理由
- 2 教科に関する専門的な知識経験又は技能
- 3 社会的信望及び教育に関する熱意と識見
- 4 その他参考事項

年 月 日

_____ ㊟

記載注意

- 1 この推薦書は、任命権者等が作成するものとする。
- 2 厳封の上提出すること。

第11号様式（第20条関係）

教育職員特別免許状授与願

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名

㊟

年 月 日生

本籍地 _____ 都道
府県

現住所 _____

電 話 _____

1 免 許 状 の 種 類 _____

2 教科（特別支援教育領域） _____

上記の教育職員特別免許状の授与を受けたいので必要な書類を添えて申請します。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第12号様式 (第20条関係)

(教 育 職 員) 特 別 免 許 状
本籍地
氏 名
年 月 日生
右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科について (教育職員) 特別免許状を授与する。
(記)
年 月 日
(番 号)
香川県教育委員会 印
授与条件
(有効期間の満了の日)
この免許状は、教育職員免許法第九条第二項の規定により香川県において効力 を有する。

備考 記載については、免許法施行規則別記第一号様式備考の規定を準用する。

第13号様式（第20条関係）

教育職員臨時免許状授与願

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名

㊟

年 月 日生

本籍地 _____ 都道
府県

現住所 _____

電 話 _____

- 1 免許状の種類 _____
- 2 教科（特別支援教育領域）

上記の教育職員臨時免許状の授与を受けたいので必要な書類を添えて申請します。
記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

(その一)

(教育職員)免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に教育職員免許法(第五条)(施行法第二条)(施行規則第六十五条)の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)免許状を授与する。

(記)

年 月 日

香川県教育委員会 印

(番号)

授与条件

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から二年間香川県において効力を有する。

備考

一 「(教育職員)」の箇所には、「小学校助教諭」又は「中学校助教諭」のように記入すること。

二 その他の記載については、免許法施行規則別記第一号様式備考の規定を準用する。

(その二)

(教 育 職 員) 免 許 状

本籍地

氏 名

年 月 日生

右の者は教育職員免許法施行法第一条の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員)免許状を有するものとみなす。

(記)

年 月 日

香川県教育委員会

印

(番 号)

授与条件

この免許状は、教育職員免許法第九条第三項の規定により授与した日から三年間香川県において効力を有する。

備考

- 一 「(教育職員)」の箇所には、「小学校助教諭」又は「中学校助教諭」のように記入すること。
- 二 その他の記載については、免許法施行規則別記第一号様式備考の規定を準用する。

第15号様式（第20条関係）

副 申 書

採用予定
現在勤務 学 校 名 _____

臨時免許状出願者氏名 _____

上記の者が臨時免許状を出願するについて次のとおり副申します。

1 普通免許状を有する者を採用することができない理由

2 現在までの修得単位数（引き続き2回以上出願する場合に限る。）

教科に関する科目又は養護に関する科目	単位	
教職に関する科目	単位	
教科又は教職に関する科目	単位	合計 _____ 単位
特別支援教育に関する科目	単位	
その他の科目	単位	

3 研修についての特記事項

4 その他参考事項

年 月 日

_____ ㊟

記載注意

- 1 この副申書は、市町立学校の場合は市町教育委員会の教育長、国立及び県立学校の場合は学校長が作成するものとする。
- 2 任命権者が香川県教育委員会の場合は、1の記入を要しない。
- 3 学校名については、採用予定又は現在勤務を○で囲むこと。
- 4 厳封の上提出すること。

第16号様式（第20条関係）

教育職員免許状交付願

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな ⑩
氏 名

年 月 日生

都道

本籍地 _____ 府県

現住所 _____

電 話 _____

1 免許状の種類 _____

2 教 科

教育職員免許法施行法第1条第3項の規定により上記の免許状の交付を受けたいので
必要な書類を添えて申請します。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第17号様式（第20条関係）

教育職員免許状書換え（再交付）願

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名 ㊦

年 月 日生

本籍地 _____ 都道
府県

現住所 _____

電 話 _____

身上を異動した（免許状を破損した、免許状を紛失した）ため、次の免許状の書換え（再交付）を受けたいので必要な書類を添えて申請します。

免 許 状 の 種 類	免許状番号	授 与 年 月 日

1 身上異動前の { ふりがな
氏 名 _____ 都道
本籍地 _____ 府県

2 身上異動月日 _____ 年 月 日付

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第17号様式の次に次の13様式を加える。

第18号様式（第20条関係）

特別非常勤講師届出書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

届出者

㊦

教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、下記の者を非常勤の講師に（任命・雇用）したいので、必要な書類を添えて届け出ます。

1 設置者及び学校名

設置者名	
学校名	

2 任命又は雇用しようとする者の住所、氏名及び生年月日

住所			
氏名		生年月日	

3 教授又は実習を担当しようとする事項

(名称)

(内容)

(授業時間数)

時間/週

(学習指導要領による区分)

学校の種類	教科	科目又は分野	領域	項目

4 教授又は実習を担当しようとする期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 教授又は実習を担当させる理由

有する専門的な知識 経験又は技能	
学校教育における効果	
その他	

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 履歴書（第2号様式）及び宣誓書（第3号様式）
- (2) 採用予定学校における教育課程に関する資料

第19号様式（第20条関係）

免許外教科の教授担任許可申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

校 長 ㊟

主幹教諭等 ㊟

教育職員免許法附則第2項の規定により、下記のとおり免許外教科の教授担任の許可を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

記

- 1 教授を担当しようとする主幹教諭等の氏名
- 2 教授を担当しようとする教科の名称
- 3 教授を担当しようとする期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 許可申請の理由

第20号様式（第20条関係）

学級編成及び教科担任一覧表

- 1 学校名
- 2 設置者
- 3 位置
- 4 学級数

第1学年 学級	第2学年 学級	第3学年 学級	第4学年 学級	計	学級
------------	------------	------------	------------	---	----

5 教科担任一覧表

職名	氏名	所有する免許状の教科					担任教科	備考
		専修	1種	2種	特別	臨時		
(中 略)								

年 月 日

校長

印

第21号様式（第20条関係）

教育職員免許状授与（交付・新教育領域の追加）証明書交付申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな

氏 名 ㊟

年 月 日生

本籍地 _____ 都道
府県

現住所 _____

電 話 _____

下記の免許状の授与（交付・新教育領域の追加）証明書の交付を受けたいので申請します。

免許状の種類	教 科 （ 事 項 特別支援教育領域 ）	免許状番号	授与年月日	根拠規定

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地
氏 名
生 年 月 日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

記

免許状の種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
追加した領域及び追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
修了確認期限 (有効期間の満了日)		

年 月 日

香川県教育委員会

印

第23号様式（第20条関係）

教育職員免許状有効期間更新申請書（免許状更新講習修了によるもの）

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名 ㊟
生年月日
電 話
都道
本籍地 _____ 府県
現住所 _____
所属・
学校名 _____ 職名 _____

免許状更新講習の課程を修了したことによる教育職員免許状の有効期間の更新を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

1 有する免許状【有効期間の満了日： 年 月 日】

免許状の種類 (教科、領域)	免許状 番 号	授 与 年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で記入すること。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	/
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

※ 「対象免許種」欄は、教諭に対応する講習は「教」、養護教諭に対応する講習は「養」、栄養教諭に対応する講習は「栄」を○印で囲むこと。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第24号様式（第20条関係）

教育職員免許状有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの）

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名 ⑩
生年月日
電 話
都道
本籍地 _____ 府県
現住所 _____
所属・
学校名 _____ 職名 _____

免許状更新講習の受講免除による教育職員免許状の有効期間の更新を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

1 免除事由

2 有する免許状【有効期間の満了日： 年 月 日】

免許状の種類 (教科、領域)	免許状 番 号	授 与 年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で記入すること。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第25号様式（第20条関係）

教育職員免許状有効期間延長・変更申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名 ⑩
生年月日
電 話

都道
本籍地 _____ 府県

現住所 _____

所属・
学校名 _____ 職名 _____

教育職員免許状の有効期間の延長（変更）を受けたいので必要な書類を添えて申請します。

1 現在の有効期間の満了日

2 延長(変更)事由

(延長(変更)事由の生ずる期間 年 月 日～ 年 月 日)

3 有する免許状

免許状の種類 (教科、領域)	免許状 番 号	授 与 年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で記入すること。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

免許状更新講習修了確認申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名 ㊟
生年月日
電 話
都道
本 籍 地 _____ 府県
現 住 所 _____
所 属 ・
学 校 名 _____ 職名 _____

免許状更新講習修了確認を受けたいので必要な書類を添えて申請します。

1 有する免許状【修了確認期限： 年 月 日】

免許状の種類 (教科、領域)	免許状 番 号	授 与 年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で記入すること。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実にに関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

※ 「対象免許種」欄は、教諭に対応する講習は「教」、養護教諭に対応する講習は「養」、栄養教諭に対応する講習は「栄」を○印で囲むこと。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第27号様式（第20条関係）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律
（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名 ⑩
生年月日
電 話
都道
本籍地 _____ 府県
現住所 _____
所属・
学校名 _____ 職名 _____

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

1 有する免許状【修了確認期限： 年 月 日】

免許状の種類 (教科、領域)	免許状 番 号	授 与 年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で記入すること。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導・生徒指導その他教育の充実に係る事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

修了確認期限延期・変更申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名 ⑩
生年月日
電 話
本 籍 地 _____ 都道
現 住 所 _____ 府県
所 属 ・
学 校 名 _____ 職名 _____

修了確認期限の延期（変更）を受けたいので、必要な書類を添えてを申請します。

- 1 現在の修了確認期限
- 2 延期（変更）事由

（延期（変更）事由の生じる期間 年 月 日～ 年 月 日）

3 有する免許状

免許状の種類 (教科、領域)	免許状 番 号	授 与 年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で記入すること。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

免許状更新講習免除申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名 ⑩
生年月日
電 話
都道
本籍地 _____ 府県
現住所 _____
所属・
学校名 _____ 職名 _____

免許状更新講習の受講免除を受けたいので必要な書類を添えて申請します。

1 免除事由

2 有する免許状

【修了確認期限： 年 月 日】

免許状の種類 (教科、領域)	免許状 番 号	授 与 年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で記入すること。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

証明書再交付申請書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

ふりがな
氏 名 ㊟
生年月日
電 話
都道
本 籍 地 _____ 府県
現 住 所 _____
所 属 ・
学 校 名 _____ 職 名 _____

教育職員免許状の更新等に係る証明書を（破損した、紛失した）ため、次の証明書の再交付を受けたいので必要な書類を添えて申請します。

1 証明書の種別（該当するもの一つに○印を付けること。）

- 有効期間更新証明書
- 有効期間延長証明書
- 更新講習修了確認証明書
- 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 98 号）附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認証明書
- 修了確認期限延期証明書
- 免許状更新講習免除証明書

2 証明書交付年月日 年 月 日

3 有効期間の満了日又は修了確認期限 年 月 日

4 有する免許状

免許状の種類 (教科、領域)	免許状 番 号	授 与 年月日	授与権者	免許状に 記載の氏名	免許状に 記載の本籍地

※ 有する免許状を全て記入することとし、記入欄が不足する場合は、裏面に同様式で記入すること。

記載注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

(香川県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 香川県立学校の管理運営に関する規則(昭和33年香川県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(表簿) 第26条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第3条に規定する免許状及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第61条の10又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第15条に規定する証明書の写しつづり</u></p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(表簿) 第26条 学校においては、規則第28条第1項に規定するもののほか、次に掲げる表簿を備えなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第3条に規定する免許状の写つづり</p> <p>(7)～(11) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成25年3月31日までに修得した第1条の規定による改正前の教育職員免許状に関する規則(以下「旧規則」という。)第17条の教職に関する科目表に規定する総合演習の単位は、第1条の規定による改正後の教育職員免許状に関する規則(以下「新規則」という。)第17条の教職に関する科目表に規定する教職実践演習の単位とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定より提出され、又は交付している書類は、新規則の相当規定により提出され、又は交付している書類とみなす。